# 102-310

## 問題文

前問の医薬品に関する記述のうち、正しいのはどれか。2つ選べ。

- 1. 一般用医薬品は、要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品に分類される。
- 2. 要指導医薬品の適正な使用を確保できないと認められるときは、販売してはならない。
- 3. 店舗販売業の管理者が薬剤師であれば、登録販売者も情報提供及び指導をした上で、要指導医薬品を販売することができる。
- 4. 第一類医薬品を販売するときは、薬剤師があらかじめ、使用しようとする者の年齢、他の薬剤又は医薬品の使用の状況等を確認しなければならない。
- 5. 第三類医薬品については、当該薬局で購入した者から相談があっても、情報提供をしなくてよい場合がある。

### 解答

問310:解なし問311:2,4

## 解説

#### 問310

解なしのため、解説もなし。

#### 問311

これは曖昧に覚えているとひっかかると思いました。まず、処方せんなしでいわゆるドラッグストアで売っている薬は、要指導医薬品と一般用医薬品に分類されます。更に、一般用医薬品はそのリスクに応じ第一類医薬品から第三類医薬品までに分類されます。従って、一般用医薬品に要指導医薬品は含まれません。

選択肢 1 は誤りです。

選択肢 2 は、正しい選択肢です。

選択肢 3 ですが

要指導医薬品の販売では、薬剤師が対面して販売することが必要です。

選択肢 4 は、正しい選択肢です。

選択肢 5 ですが

情報提供義務があります。

以上より、正解は 2,4 です。